

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、お客様、株主、社員等のステークホルダーに対する基本姿勢として、企業理念・行動憲章・行動規範の三要素から構成させる「Cyber Com Way」を制定しております。
これは、社会における当社の存在意義や大切にすべき価値観、あらゆる企業活動において社員一人ひとりが関係法令の遵守を徹底し、高い倫理観を持った行動をとることを掲げたものであります。
当社はこの企業理念に基づき、その継続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、オープン・フェアな精神に基づく適時開示と、経営の健全性及び透明性の確保、経営判断の迅速化と監督機能の強化を図りコーポレート・ガバナンス体制を構築して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則につきまして、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

当社におけるコーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示内容は以下のとおりです。
なお、当社では以下開示に伴い、「コーポレート・ガバナンス基本方針」を定め、当社ホームページへ掲載しておりますので、併せてご参照ください。

◆コーポレート・ガバナンス基本方針:<http://www.cy-com.co.jp/company/governance.html>

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社では政策保有に関する方針およびその議決権行使について基準を定めております。
詳細はコーポレート・ガバナンス基本方針に記載しておりますので併せてご参照願います。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、関連当事者間の取引(取締役及び主要株主等)を行う場合、取締役会での審議・決議を要することとしています。
また、取引条件につきましても、市場価格を勘案し、当社と関連を有しない会社との取引と同様に交渉の上、決定しております。
なお、取引条件の決定にあたっては、社外取締役2名及び社外監査役4名を選任し、経営の透明性を確保すると共に、取締役会においては当社独自の判断に基づき意思決定を行っております。

【原則3-1 適切な情報開示と透明性の確保】

- (1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社の経営理念や経営戦略は、当社ホームページ及び決算説明会資料において開示しております。
今後、当社の中期経営計画等に関しましては、株主総会や決算説明会での説明資料等に掲載して参ります。
- (2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレート・ガバナンス基本方針を、当社ホームページ及び本コーポレート・ガバナンス報告書にて開示しております。
- (3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役及び監査役の報酬は、月額及び賞与により構成されており、会社の業績や経済情勢、職責と成果を反映させた体系となっております。報酬額の決定については、株主総会の決議による報酬総額の限度内において、取締役の報酬は指名報酬委員会に諮ったうえ、取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。
- (4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続
経営陣幹部の選任及び取締役候補の指名におきましては、迅速且つ適切な意思決定とリスク管理、業務執行の確実な管理等の能力を考慮し、適材適所の観点で総合的な検討をしております。
また、独立性を持った社外取締役及び社外監査役候補の指名にあたっては、原則4-9において開示しております、「独立役員候補者の独立性判断基準」に則り実施しております。
- (5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役及び監査役候補の指名にあたり、社外役員については、個々の選任理由を株主総会招集ご通知の株主総会参考書類に記載しております。また、取締役及び監査役候補の選任につきましても、個人別の経歴を示しております。

【原則4-1-1 執行役員への委任の範囲の概要】

取締役会は、経営の意思決定・監督機関として、法令・定款で定められた事項のほか、経営方針や経営戦略、事業計画等、取締役会規則に定めた重要事項の意思決定を行っております。各部署長は、取締役会において決定した経営方針や事業計画を具現化し、業務遂行を行っております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、東京証券取引所及び原則4-9にて開示している独立性判断基準の要件を満たす独立社外取締役を2名選任しており、取締役会において独立した立場での意見を踏まえた議論が出来る体制を構築しております。
また、現状1/3以上の選任の必要性は無いと考えておりますが、今後当社の役員数を増加させる必要性が生じた場合、独立社外取締役の選任数についても併せて検討致します。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、独立役員候補者の選定にあたり、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自の基準を満たす候補者選定のため、「独立役員候補者の独立性判断基準」を定めております。
基準の詳細は、コーポレート・ガバナンス基本方針に記載しておりますので併せてご参照願います。
なお、当社では独立性のある社外取締役2名を選任済みであり、個々の専門的な知見や豊富な経験に基づき、取締役会へ上程された議案について積極的な議論を行っております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての能力、多様性の考え方】

取締役の選任は取締役会の諮問機関である「指名報酬委員会」にて審議のうえ、取締役会へ付議しております。選任に関する方針・手続につきましては、コーポレート・ガバナンス基本方針に記載しておりますので併せてご参照願います。

【補充原則4-11-2 取締役及び監査役兼任状況】

当社では、取締役及び監査役(社外取締役及び社外監査役を含む)が他社を兼任する場合、当社での役割・責務を十分に果たすことが出来る時間と労力の確保が可能な社数を合理的な範囲であると認識しております。

なお、兼任状況については、株主総会招集ご通知、有価証券報告書及び本報告書等において毎年開示を行っております。

◆株主総会招集ご通知:<http://www.cy-com.co.jp/download/7617/>

◆第38期有価証券報告書:<http://www.cy-com.co.jp/download/7720/>

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

当社では、全役員に対し年1回、取締役会全体(役割や運営等)に関する「取締役会アンケート」を実施し、取締役会の実効性の分析や評価結果を取締役会へ報告しております。本アンケートにおける取締役会の運営状況は以下のとおりであり、実効性のあるものと判断しております。

1. 取締役会の役割

取締役会規則に基づき必要な議案を選定し、適切な審議をもって意思決定を行っており、意思決定においては社外取締役および

監査役は求められる役割・責務に照らして必要十分な機能を果たしております。

2. 取締役会の運営

取締役会資料は事前に配布し、十分な検討時間を確保しております。
また、審議に必要な情報と資料は適時適切に提供を行っております。

3. 取締役会の構成

それぞれの幅広い経験を反映した価値観や多様な視点に基づき建設的な議論が行われる構成となっており、的確な審議と意思決定を行うにあたり適切な人数となっております。

4. 課題

取締役会として以下の課題を共有しており、改善を図って参ります。
・中長期的な事業戦略に関する審議の充実
・コーポレートガバナンス・コード対応に関する報告と審議の充実

[補充原則4-14-2 取締役及び監査役のトレーニング方針]

当社では、取締役および監査役に期待される役割と責務を果たすために必要とされる資質・知識を踏まえた「役員トレーニングに関する方針」を定めております。詳細はコーポレート・ガバナンス基本方針に記載しておりますので併せてご参照願います。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社では、情報開示責任者を選任すると共に、総合管理部総合管理室を担当部署としております。
株主様や投資家の皆様に対しては、中長期的な企業戦略を踏まえた決算説明会及び会社説明会を年1回開催しております。
なお、当社IRポリシーの詳細は、当社ホームページに掲載しておりますので、以下URLよりご確認ください。

◆IRポリシーURL：<http://www.cy-com.co.jp/ir/policy.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
富士ソフト株式会社	4,162,000	51.88
サイバーコム社員持株会	689,700	8.59
日本証券金融株式会社	138,300	1.72
澁谷 純治	90,000	1.12
株式会社SBI証券	65,700	0.81
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	59,000	0.73
松井証券株式会社	51,800	0.64
佐藤 文昭	48,000	0.59
阿部 浩二	44,000	0.54
徳山 教助	40,100	0.49

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	富士ソフト株式会社 (上場:東京) (コード) 9749

補足説明 更新

1. 上記の【大株主の状況】は、平成28年3月31日現在のものとなります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社では、社外取締役2名ならびに社外監査役4名を選任し、経営の透明性を確保するとともに、取締役会においては当社独自の経営判断に基づき意思決定を行っており、親会社からの独立性確保を図っております。
親会社との取引条件につきましては、市場価格を勘案し、当社と関連を有しない会社との取引と同様に交渉のうえ決定することとしております。
なお、取締役会において、当社独自の経営判断に基づき意思決定を行うことで親会社からの独立性確保を図っており、少数株主の利益を害することがないように適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社は親会社である富士ソフト株式会社を中心とする富士ソフトグループに属しております。富士ソフトグループにおいては、「各グループ企業が相互に独立した会社としての尊厳と自主性・主体性を尊重する」旨のグループ会社憲章を定め、各グループ企業が独自の方針等により事業展開をするとともに、グループ企業が各々の特長を活かしたアライアンスを推進していくことにより、グループ全体としての成長を実現していくことをグループ戦略としております。
このような中で、当社は、長年の実績等により積み重ねた通信技術と制御、業務の分野まで手掛けるソフトウェア開発並びにSIサービス(構築・保守・運用・評価検証サービス)や独自の自社プロダクトを販売する事業展開を行っております。各グループ企業の一部においては事業領域の重複が生じておりますが、各社においてはグループ内の事業展開上の制約および調整事項等はなく、当社は、親会社から一定の独立性が確保されていると認識しております。

指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

■役割

取締役会の諮問委員会として経営の透明性を確保する為、次の事項について内容を審議、決定の上取締役会に付議しております。

- (1) 取締役の選任及び解任に関する株主総会議案
- (2) 取締役候補者の選任及び取締役の解任
- (3) 取締役の報酬等

また、役員候補者の指名においては、コーポレート・ガバナンス基本方針に記載した基準に基づき、取締役会の全体としての多様性確保と親会社からの独立性にも配慮し、親会社グループ出身者や兼務者の状況も勘案して候補者の指名を実施しております。

■構成

- (1) 社長、社外取締役及び取締役会の決議によって選定された取締役により構成され、員数を3名以上とし、原則として委員の過半数は社外取締役としております。
- (2) 必要に応じて常勤監査役が出席し、意見を述べております。
- (3) 事務局は総合管理部長としております。

指名報酬委員会の概要につきましては、コーポレート・ガバナンス基本方針にも開示しておりますので、併せてご参照願います。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数 更新	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は取締役会及び経営会議への出席、期末や四半期の決算監査、社内各部署に対する業務監査や会計監査、監査法人や顧問弁護士との意見交換等を通じて業務の執行状況を監視し、監査機能の充実を図っております。また、内部監査室と監査役につきましては、それぞれ異なる役割で監査を実施しておりますが、相互補完的且つ効果的な監査が実施できるよう、監査役による内部監査報告書の内容確認や内部監査への立会実施等の情報共有に努め、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数 更新	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
浜 文男	他の会社の出身者			△		△						△		
堀田 一美	他の会社の出身者			△								△		
工藤 道弘	公認会計士													
大堀 健太郎	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
		社外監査役の浜 文男氏は、2004年まで当社の親会社である富士ソフトエービー株式会社(現:富士ソフト株式会社)の業務執行者でありました。また、2012年まで当社の兄弟会社である株式会社ヴィンクスの業務執行者でありました。現在、当社と両社との間には、以下のとおりソフトウェア開発等の受注取引がございますが、富士ソフト株式会社においては退任	

浜 文男		<p>後10年が経過していることと、株式会社ウイックスにおいては、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れは無いと判断しております。</p> <p>なお、同氏と当社との間には、特別な利害関係はございません。</p> <p>◆富士ソフト株式会社 年間6億66百万円(2016年3月期実績) 売上構成比:7.5%</p> <p>◆株式会社ウイックス 年間 50百万円(2016年3月期実績) 売上構成比:0.6%</p>	<p>社外監査役の浜 文男氏は、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただいております。</p>
堀田 一美		<p>社外監査役の堀田一美氏は、当社の親会社である富士ソフト株式会社において、2007年から2010年まで業務執行者でありました。</p> <p>また、現在当社の兄弟会社であるサイバネットシステム株式会社の社外取締役を兼任しております。</p> <p>現在、当社と両社との間には、以下のとおりソフトウェア開発等の受注取引がございますが、両社との取引条件及びその決定方法は他の取引先と同等の条件であり、サイバネットシステム株式会社においては取引の規模、性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れは無いと判断しております。</p> <p>◆富士ソフト株式会社 年間6億66百万円(2016年3月期実績) 売上構成比:7.5%</p> <p>◆サイバネットシステム株式会社 年間 19百万円(2016年3月期実績) 売上構成比:0.2%</p> <p>さらに、同氏は株式会社内田洋行の顧問及び株式会社オフィスコロボックルの業務執行者でもあります。</p> <p>現在、当社と株式会社内田洋行及び株式会社オフィスコロボックルとの間に取引関係はなく、同氏と当社との間にも特別な利害関係はございません。</p>	<p>社外監査役の堀田一美氏は、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただいております。</p>
工藤 道弘	○	<p>社外監査役の工藤道弘氏は、現在工藤公認会計士事務所代表及び株式会社ハイテックシステム、株式会社ハイテックコーポレーション、株式会社デジタルファクトリーの3社にて監査役を兼任しておりますが、当社とは現在及び過去においても取引は無く、同氏と当社との間にも特別な利害関係はございません。</p>	<p>社外監査役の工藤道弘氏は、直接会社経営に関与された経験はございませんが、公認会計士資格を有しており、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただけると期待し、独立役員として選任しております。</p> <p>また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しないことから、一般株主との利益相反の生じる恐れが無いものと判断しており、同取引所へ独立役員として届け出ております。</p>
大堀 健太郎	○	<p>社外監査役の大堀健太郎氏は、現在大堀・山本法律事務所代表弁護士を兼任しておりますが、当社とは現在及び過去においても取引は無く、同氏と当社との間にも特別な利害関係はございません。</p>	<p>社外監査役の大堀健太郎氏は、直接会社経営に関与された経験はございませんが、弁護士資格を有しており、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただけると期待し、独立役員として選任しております。</p> <p>また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しないことから、一般株主との利益相反の生じる恐れが無いものと判断しており、同取引所へ独立役員として届け出ております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数 <small>更新</small>	4名
その他独立役員に関する事項	

当社は、社外取締役または社外監査役を選任するため、「独立役員候補者の独立性判断基準」を策定しております。詳細はコーポレート・ガバナンス基本方針に記載しておりますので併せてご参照願います。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

当社では、株主に対する利益還元を経営の重要施策としておりますことから、取締役へのインセンティブ付与に関しましては、株主利益を損なわないよう、取締役毎の会社への貢献度を重視して算出することとしており、現時点では特段のインセンティブ付与は行っておりませんが、適正な報酬体系になっているものと考えております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

第38期事業年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)における取締役7名に対する報酬額96,128千円(うち社外取締役 2名7,350千円)
 第38期事業年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)における監査役4名に対する報酬額14,036千円(うち社外監査役 3名10,136千円)
 また、支払額には役員賞与23,535千円(取締役賞与金22,210千円、監査役賞与金1,325千円)及び役員退職慰労金引当金の当期増加額6,177千円(取締役5,765千円、監査役411千円)が含まれております。
 なお、役員ごとの報酬額の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はおりませんので記載を省略しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

原則3-1(3)において開示しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役及び社外監査役に対する各種情報伝達、取締役会や監査役会の議案に関し、必要に応じた事前説明のためのサポート部署として総合管理部総合管理室がその任にあっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は監査役会設置会社として、取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れる体制にしております。また、業務執行・監査・監督機能は下記の通りとなっております。

1. 企業統治の体制

(イ) 企業統治の体制の概要

当社は平成27年11月4日開催の取締役会において、主に取締役会の諮問委員会として経営の透明性確保を目的とする「指名報酬委員会」の設置を決議いたしました。取締役の選任・解任や報酬に関する事項は、同委員会において審議のうえ、取締役会において決定しております。また、業務執行責任の明確化、事業運営の効率化およびスピードアップ、取締役会のスリム化による意思決定の迅速化・経営監督機能強化を図ることを目的に、平成28年5月20日開催の取締役会において「執行役員制度」の導入を決議し、平成28年6月24日の定時株主総会及び取締役会終了後より導入しております。

1) 取締役会

取締役会は、平成28年3月末現在7名で構成されておりましたが、平成28年6月開催の定時株主総会結終の時をもって取締役全員が任期満了となりました。さらに、執行役員制度の導入に伴い、取締役構成数を減員し、4名が重任、新たに1名が選任されたため、計5名(社外取締役2名)で取締役会は構成されております。

また、取締役会は取締役会規則に定められた事項の審議と決議及び報告を行い、迅速且つ的確な経営判断を行うため、原則として毎月1回定例的に開催(必要に応じ臨時に開催)しております。

なお、当社は経営体制の強化及び経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の任期を1年としております。

2) 監査役会

監査役会は、平成28年3月末現在では常勤監査役1名、監査役2名の計3名(社外監査役2名)で構成されておりましたが、平成28年6月開催の定時株主総会結終の時をもって監査役1名が辞任し、新たに2名が選任されたため、計4名(社外監査役4名)で監査役会は構成されております。また、監査役会は、監査役会規程に定められた事項に基づき、取締役・取締役会に対する監査機能を働かせており、原則として毎月1回定例的に開催(必要に応じ臨時に開催)しております。監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況の監査及び重要な事項についての報告を受けております。

なお、法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、平成28年6月開催の定時株主総会にて会社法第329条第3項に定める補欠監査役を1名選任しております。

3) 経営会議

会社法上の機関とは別に、当社は経営会議を設置しており、取締役、執行役員及び部署長で構成され、原則として毎月2回定例的に開催しております。また、オブザーバーとして常勤監査役も出席しております。経営会議では、取締役会決議事項の審議、経営会議規程に規定された事項の審議及び決議、報告を行っております。

なお、当社の経営意思決定、業務執行及び内部統制の体制は添付の【模式図】のとおりであります。

(ロ) 企業統治の体制を採用する理由

当社は、客観性及び中立性を確保した経営監視機能の強化並びに企業の透明性及び経営の健全性強化を図るため、現在の企業統治の体制を採用しております。

(ハ) 内部統制システム及びリスク管理体制の整備状況

当社ではコーポレート・ガバナンスの一層の充実に向け、経営上必要で適確な情報収集と意思決定の仕組みを明確にし、経営の透明性を高めることを目的に制定している取締役会規則・経営会議規程・役員規程やリスクマネジメントの一環として定めた社内規程類を定期的に見直ししております。

また、個別の社内規程について主管部署を定め、各主管部署が法令・諸規則の遵守のために責任を持った管理・運用を行っている他、内部統制システムについては、総合管理室にて業務プロセスの見直しによる適正化や関連文書の整備等に取り組んでおります。

2. 内部監査及び監査役監査の状況

社長直轄の内部監査担当部門である内部監査室(人員:2名)は各部署の所管業務が法令、社内規程等に従い、適切且つ有効に運用されているかを監査し、その結果を社長に報告すると共に、適切な指導を行って、業務上の過誤による不測の事態の発生を予防し、業務の改善と経営効率の向上を図っております。年度監査計画に基づき、社内各部署を対象に会計監査、業務監査等を実施しております。

監査役会は監査役4名で構成され、原則として毎月1回定期的に開催(必要に応じ臨時に開催)しております。

監査役は取締役会及び経営会議への出席、期末や四半期の決算監査、社内各部署に対する業務監査や会計監査、監査法人や顧問弁護士との意見交換等を通じて業務の執行状況を監視し、監査機能の充実を図っております。また、内部監査室と監査役につきましては、それぞれ異なる役割で監査を実施しておりますが、相互補完的且つ効果的な監査が実施できるよう、監査役による内部監査報告書の内容確認や内部監査への立会実施等の情報共有に努め、連携を図っております。

3. 責任限定契約の概要

(イ) 社外取締役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第30条の規定に基づき、社外取締役2名と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない時に限り、法令の定める最低の責任限度額を限度として、その責任を負うこととしております。

(ロ) 社外監査役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第40条の規定に基づき、社外監査役全員と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない時に限り、法令の定める最低の責任限度額を限度として、その責任を負うこととしております。

4. 会計監査の状況

当社の会計監査人は太陽有限責任監査法人であります。当社第38期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)の会計監査業務を執行した公認会計士は、田尻慶太(継続監査年数1年)と和田磨紀郎(同1年)であり、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士8名、公認会計士

試験合格者等6名であります。

5. 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

(イ) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を図るため、剰余金等会社法第459条第1項に定める事項について、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

(ロ) 中間配当の決議機関

当社は、株主への機動的な利益還元を図るため、会社法第454条第5項の規定により取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(ハ) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

(ニ) 取締役及び監査役の実任免除

当社は、職務遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役(取締役及び監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

6. 取締役及び監査役の実任の決議要件

当社は、取締役及び監査役の実任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の実任決議は、累積投票によらない旨も定めております。

7. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、株主総会の円滑な運営を行うため、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役2名)により構成されており、監査役会は、監査役4名(うち社外監査役4名)により構成されております。当社では、経営の意思決定機能と業務執行を監督する機能を持つ取締役会に対し、社外役員6名の体制で、経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、上記社外役員体制にて外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、株主総会は株主様との重要な対話の場であると捉え、多くの株主様が株主総会へ出席できる様、開催日を集中日よりも前に設定しております。 定時株主総会開催日：平成28年6月24日（金）
電磁的方法による議決権の行使	定時株主総会においてインターネットによる議決権行使を採用しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成27年9月8日（火）に、個人投資家説明会を実施いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成28年5月31日（火）に、決算説明会を実施いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR情報にて、業績の推移及び決算説明会資料を掲載しております。 ◆IR情報： http://www.cy-com.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	情報開示責任者：執行役員 総合管理部長 佐藤 文昭 IR担当部署（担当者）：総合管理部総合管理室 課長 平片 雅洋	
その他	当社は、平成28年4月12日（火）付けにて、東京証券取引所市場第二部から同取引所市場第一部へ指定されました。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念において、「生き生きとした発展成長を通して、ソフトウェア技術で、社会に、そして、お客様、株主、社員に貢献する」を掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、環境との共生・調和を目指す活動の一環として、エコアクション21（環境省）の認証を平成17年に取得し、環境保全活動、CSR活動を展開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	事業報告書・環境活動レポートを作成し配布するとともに、ホームページ上にその情報を掲載しております。 ■事業報告書： http://www.cy-com.co.jp/ir/irdata.html ■環境活動レポート： http://www.cy-com.co.jp/company/csr.html

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は平成28年6月24日より「執行役員制度」を導入したことに伴い、以下のとおり「内部統制システム構築に関する基本方針」の変更を行いました。

内部統制システムの構築に関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、法令・定款・取締役会規則等に基づき、経営に関する重要事項を決定すると共に取締役の職務執行を監督する。
 - (2) 監査役は、法令が定める権限を行使すると共に、監査役会規程及び監査役監査実施規程に基づき取締役の職務執行を監査する。
 - (3) 内部監査室は、内部監査規程に基づき使用人の業務全般について法令・定款・社内規程・規則等の遵守状況、業務執行手続き及び内容の妥当性について監査する。
 - (4) 取締役会は、使用人に対して法令・定款並びに就業規則、企業倫理に関する規程等の社内規程を整備し、これらに基づき適正に行動するよう本社各室が業務分掌規程にて定める担当事項を中心に普及啓蒙・指導に努め遵守意識の浸透を図る。
 - (5) 法令等の遵守体制については、各取締役及び本社各室が既存の組織及び諸規程の追加、見直し等を行い、その一層の充実と体系化ができるよう取締役会へ諮る。
 - (6) 取締役会は、使用人が法令・定款・社内規程違反又はそのおそれのある事実、社会通念に反する行為等を知り得た場合の通報、相談窓口を整備すると共に、通報者に不利益が生じないことを確保する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役会は、取締役の職務執行に係わる情報(電磁的情報を含む)の管理基準及び管理体制に関し、文書管理に関する規程の整備を図り、法令及び社内規程に準拠して作成・保存すると共に取締役、監査役等が閲覧、謄写可能な状態で管理する。
 - (2) 取締役会は、法令等の適時開示に関する定めにより、情報の開示を定められた事項に関しては速やかに開示を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、企業リスクに対応するために「リスク管理基本方針」を定め、「リスク管理本部」を設置し、会社におけるリスク管理体制の構築及び維持に努める。
 - (2) 「リスク管理規程」を定め、平常時及び緊急時における全社的なリスク管理を実施し、リスクが発生した場合には、リスク管理本部において対策を検討すると共に適切な対応を行う。
 - (3) 内部監査室は、監査により法令及び定款違反その他の事由に基づき損失の危機のある業務執行行為が発見された場合は、その内容及びそれがもたらす損失の程度について直ちに代表取締役社長に報告し、是正措置を講ずる。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、執行役員制度を導入し、経営上の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行責任の明確化及び事業運営の効率化により意思決定の迅速化を図れる体制を構築する。
 - (2) 取締役及び執行役員は、重要な経営判断が求められる業務執行について、取締役会の承認を経ると共に、業務の執行状況を適宜報告する。
 - (3) 取締役は、取締役の業務執行の効率を高めるため、取締役会を原則として毎月1回以上開催し、経営の全般的執行方針及びその他経営に関する重要事項について協議する。
 - (4) 取締役は、使用人の日常の職務執行に関し、組織及び職務分掌を定めた業務分掌規程及び職務権限を明示した職務権限規程を整備し、各部署の責任者がその権限の範囲で迅速に意思決定できる体制を整備する。
 - (5) 取締役会は、毎期中期経営計画及び年度経営方針を策定し、業務の運営を推進する。取締役及び執行役員は、経営会議を通じて各部署より定期的に計画の進捗状況の報告を受け、課題等について協議し具体的対策を実施する。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、経営の独立性を保持し、法令等に照らして、適法、適正な企業活動を行う。
 - (2) 当社は、必要に応じて親会社である富士ソフト株式会社と企業倫理の確立、法令等の遵守体制、その他業務の適正を確保するための体制の整備等について連携を行う。
 - (3) 当社と親会社との取引等については、その公正性、透明性を確保するための体制を整備する。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 当社は、監査役の独立した立場からの会社の業務の監査、助言活動を充実させるため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の業務を補助する専属の使用人を配置する。
 - (2) 監査役の業務を補助する専属の使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事評価、人事異動及び懲戒等については監査役の意見を尊重し、指揮命令権も監査役が有する。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、会社の経営に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関わる内部通報の状況及びその内容を速やかに報告する。
 - (2) 取締役又は使用人が監査役へ報告すべき事項及びその方法については、取締役と監査役との協議により決定し、取締役は確実に報告される体制を整備する。
 - (3) 当社は、前二号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保するため「内部通報制度運用基準」を制定し、取締役及び使用人に周知徹底する。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役は、監査役が要請する内部統制システムの整備に関する事項については、その要請を尊重し、協議の上、その実現に努める。
 - (2) 取締役は、監査役からの経営会議等の重要な会議への出席の要請を受入れる。
 - (3) 取締役及び使用人は、監査役との相互の意思疎通を図るため、定期的に情報や意見の交換を行う。
 - (4) 取締役は、監査計画に基づく監査役の監査及びその他監査役が必要と考える臨時監査等が円滑に実施されるよう協力し、また使用人に協力させる。
 - (5) 当社は、監査役又は監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言や調査、鑑定その他の事務を委託する等、所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なものと認められる場合を除き、これを負担する。
9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備
 - (1) 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、全ての取締役、監査役及び従業員に対して反社会的勢力及びその関係者や団体との接触や取引など一切の関わりを禁止することを基本方針とし、反社会的勢力及びその関係者や団体からの接触があった場合は、直ちに顧問弁護士や所轄警察署と連携し、毅然とした姿勢で組織的かつ法令に即して対処する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切関係を持たず、全ての取締役、監査役及び従業員に対して反社会的勢力及びその関係者や団体との接触や取引など一切の関わりを禁止することを基本方針とし、反社会的勢力及びその関係者や団体からの接触があった場合は、直ちに顧問弁護士や所轄警察署と連携し、毅然とした姿勢で組織的かつ法令に即して対処致します。

